

岩手県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第13号

岩手県漁業調整規則の一部を改正する規則

岩手県漁業調整規則（昭和42年岩手県規則第31号）の一部を次のように改正する。

| 改正前  | 改正後   |
|--|---|
| <p>(申請又は届出)</p> <p>第3条 漁業に関し知事に申請し、又は届け出ようとする者は、その住所地在<u>大船渡地方振興局、釜石地方振興局、宮古地方振興局及び久慈地方振興局</u>（以下「<u>地方振興局</u>」という。）の所管区域内にある者にあつては当該<u>地方振興局</u>の長を経由して、その住所地在<u>地方振興局</u>の所管区域外にある者にあつては直接申請し、又は届け出なければならない。この場合において、住所地在<u>県外</u>にある者は、次に掲げる漁業に関し知事に申請し、又は届け出ようとするときは、その住所地の所在する都道府県の知事の副申書を添えなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(許可証の携帯義務)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 許可証の書換え申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁業を操業するときは、前項の規定にかかわらず、その住所地在<u>地方振興局</u>の所管区域内にある者にあつては当該<u>地方振興局</u>の長が、その住所地在<u>地方振興局</u>の所管区域外にある者にあつては知事<u>が</u>その記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを自ら携帯し、又は操業責任者に携帯させればよい。</p> <p>3 [略]</p> | <p>(申請又は届出)</p> <p>第3条 漁業に関し知事に申請し、又は届け出ようとする者は、その住所地在<u>沿岸広域振興局及び県北広域振興局</u>（以下「<u>広域振興局</u>」という。）の所管区域内にある者にあつては当該<u>広域振興局</u>の長を経由して、その住所地在<u>広域振興局</u>の所管区域外にある者にあつては直接申請し、又は届け出なければならない。この場合において、住所地在<u>県外</u>にある者は、次に掲げる漁業に関し知事に申請し、又は届け出ようとするときは、その住所地の所在する都道府県の知事の副申書を添えなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(許可証の携帯義務)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 許可証の書換え申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁業を操業するときは、前項の規定にかかわらず、その住所地在<u>広域振興局</u>の所管区域内にある者にあつては当該<u>広域振興局</u>の長が、その住所地在<u>広域振興局</u>の所管区域外にある者にあつては知事<u>が</u>その記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを自ら携帯し、又は操業責任者に携帯させればよい。</p> <p>3 [略]</p> |
| 備考 改正部分は、下線の部分である。   |   |

附 則

- この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- この規則の施行前にこの規則による改正前の岩手県漁業調整規則第11条第2項（第51条第10項において準用する場合を含む。）の規定により地方振興局の長が証明した許可証の写しは、この規則による改正後の岩手県漁業調整規則第11条第2項の規定により広域振興局の長が証明した許可証の写しとみなす。